

# 永平寺勅使門と大久保勘左衛門 — 大久保勘左衛門家史料の研究 (二二) —

国 京 克 巳

## はじめに

吉田郡永平寺町志比にある曹洞宗大本山永平寺の勅使門（唐門）は、同寺を代表する建物として県内外の観光ポスターや書籍に取り上げられている（写真1）。この勅使門は永平寺大工で、棟梁職免許状を受けた大久保勘左衛門が手掛けたとされている<sup>①</sup>。そのため、勘左衛門が天保十四年（一八四三）に手掛けた越前市大滝町の重要文化財大滝神社本殿及び拝殿の細部彫刻は良く似ているとされているが、細部のどの部分がどのように似ているのかは明らかにされていない。一般に県内の江戸時代初期建物は大工が彫物も担当していたというが、彫物が多用される江戸時代後期以降には大工が担当する虹梁の絵様とは異なり、向拝の頭貫木鼻や中備の墓股・懸魚の彫物は彫物師が手掛けている。永平寺では勅使門の彫物をはじめ光明蔵式台（現祠堂殿向拝）・中雀門の頭貫木鼻・虹梁・懸魚の彫刻

は永平寺大工ではなく、彫物師が担当していたことが判明している<sup>②</sup>。もともと江戸時代末期の安政四年（一八五七）に建立された正覚寺本堂（越前市）の懸魚は、大工の大久保勘左衛門が手掛けたことが明らかとなっている<sup>③</sup>。一方、大久保勘左衛門の子孫である大久保洋一家には永平寺勅使門を先祖勘左衛門が手掛けたと伝わっている<sup>④</sup>。しかし、いずれにしてもその明確な根拠はみられない。このためか近年刊行された『永平寺建造物調査報告書』<sup>⑤</sup>の勅使門には、再建時の彫物師名はみられても大工に関する記述はみられない。

ところが、十七代大久保勘左衛門喜角が残した覚書<sup>⑥</sup>を調査して見たところ、勅使門工事がほぼ完了していたことを窺わせる記述が一部みられた。本稿はこの史料を紹介するとともに、大久保勘左衛門の天保九〜十年の仕事状況を調査し、その記述の信憑性を確認し、勅使門が天保十年頃にはほぼ完了していた可能性があること、勅使門の建設に大久保勘左衛門が関わっていたことを指摘する。その上

で大久保勘左衛門がどの程度勅使門建立に関わっていたかを勅使門の虹梁に彫られる錫杖彫の考察から推論する。

### 一・大久保勘左衛門家史料

大久保勘左衛門家は永平寺町志比の大本山永平寺門前の大工村に住み、代々大工を勤めた家柄で、十七代喜角、十八代喜高、十九代



写真1 永平寺勅使門外観



写真2 「(仮)天保九・十年覚」(大久保洋一蔵)

久馬、二十代嘉夫、二十一代現当主の洋一氏と続く<sup>7)</sup>。十九代久馬の時に福井市の現在地に転居し、二十代嘉夫まで大工を職業としていた。当家の十七代喜角より前は檀家寺の過去帳が焼失していて不明であるが、志比(永平寺)大工の祖といわれる家系の玄源左衛門家から分家した家と伝わる。以下では単に勘左衛門とは十七代勘左衛門喜角をさす。勘左衛門の残した覚書は天保九年から安政五年までの十四冊である。このため、天保九年より以前の勘左衛門の動向

や業績はわからない。「嘉永四辛亥歳改 歴代先祖精霊記」<sup>8)</sup>によれば、勘左衛門は安政六年正月十一日に五十九歳で死亡しているから、享和元年(一八〇二)頃生まれで、天保九年当時、三十八歳前後であった。覚書によれば、天保九年以降から死亡するまでに福井近在の民家、今立大滝(現越前市)の大滝神社本殿及び拝殿、敦賀香見の龍谷寺、四ヶ浦(現越前町)の齡久寺、廚(現越前町)の西徳寺、府中(現越前市)の正覚寺・大宝寺、福井の西山光照寺・照護寺、清水頭(現越前市)の本山豪撰寺、寮(現福井市)の勝縁寺などの建物建設に関わっている。覚書の内容は勘左衛門が日々支出した費用の内訳、仕事に行った場所と月日、彼の元で働いた大工の日々の仕事先そして出面合計、入金先とその金額、永平寺大工の役金記録、寺院本堂の木割や仕様書などである(写真2)。弘化以降の覚書になると、仕事先ごとに整理されて、支出や大工出面も大工ごとに記載されるようになる。しかし、日常の支出はまだ頻繁にみられる。この理由は覚書を単なる大工の出面管理や工事に關する

入金支払だけでなく、日常の金銭出納帳としても使っていたことによるものと思われる。そのため家族の死に伴う葬儀費用、旅先の宿代や弁当代、船賃、土産代もみられる。日々の支出では、あんま、みかん、ふとん料、せんたく料、湯銭、酒、さかな、紙、赤飯、団子、草履、わらじ、小使（こずかい）など日常生活に必要なものの代金、紙、筆、すみ、釘抜き、鉋など大工道具類の代金もみられる。このように日用品が多いのは、勘左衛門の主な仕事先が本拠地の永平寺ではなくて福井の宿を拠点に、永平寺から福井にかけての近隣地域の民家や社寺、さらには遠方の府中・五個・敦賀などの社寺におよんでいたためと思われる。もちろん志比でも仕事をしているようであるが、数は少ない。なお、覚書には安政四年正月から三月にかけて伊勢や金比羅など各地を参詣した旅記録もある。

## 二、「(仮)天保九年・十年覚」と勅使門

勅使門の記載のある覚書は、表題の墨書きはほとんど消えて不明である。この覚書は天保九年、十年に関することがほとんどで、一部に同十二年の記録がみられる（以後この覚書を「(仮)天保九・十年覚」と称する）。当初の一月・二月の内容は、勘左衛門が日々支出した費用内訳と仕事を手伝ってもらった大工の仕事先と日当金額が混せて記載され、見辛い。勘左衛門がどこで仕事をしていたのかは二月中旬まではっきりしない。その後の仕事先と出面は日々の支出とは分けて日ごとに人工数で記載されるようになる。覚書が天保

九年正月からはじまっていることと、その内容が二ヶ月程過ぎてから多少整理されることを考えると、これ以前はこのような覚書がなかったことも考えられる。「(仮)天保九・十年覚」は年・月は前後して記載されている部分、あるいは個別と月末合計と重複している部分もみられるが、ほぼ記載内容は月日順となっている。ただ、墨の濃淡の状態や書き方から毎日記載したものではなく、ある程度の日数をまとめて書いたのではと考えられる。

「(仮)天保九・十年覚」から勘左衛門の日々の仕事先を整理し、天保九年を表1、天保十年を表2にした。天保九年の仕事先をみると、正月から二月前半は分らないが、手伝大工の仕事先が安田や江村であるから同じ仕事先と考えられる。二の後半の一鳳、三月の道修町小西利助、四月の伝馬、梅、林右衛門、いせや、しさ、閏四月のあわぎ、鳳林寺、五月上旬の安堂寺町である。その後二十日程不明で、五月下旬から八月中旬までの御本山、その後の杉谷、篠尾の弥三右衛門、佐五衛門、吉左衛門である。道修町、安堂寺町は福井やその近辺の越前の地名にはみられず、大坂の地名にある。また、鳳林寺も大坂の曹洞宗寺院にその名がみえることから、勘左衛門は正月から五月上旬まで大坂で仕事をしていたことがわかる。そのため、湯銭やふとん料が頻繁に出てくること、さらに本山永平寺の仕事にかかる前の五月中旬の仕事先記録がないことが理解できる。二の後半の仕事先にみられる一鳳は大坂の絵師森一鳳の活動時期とも一致しており、もしそうだとすれば勘左衛門の仕事先地域の広さだけでなく、人的交流範囲の広さも窺える。

翌年正月から二月十二日まででは記録がなく、翌十三日から三月十五日までは杉谷とみられる。正月四日に母の四十九日と同十九日に副寺様への支出があり、正月から二月中旬頃は永平寺にいたようである。三月十六日から五月二十八日まででは病氣とある。病氣とは足に釘が入っていたため仕事ができなかったようであり、五月二十八日に釘が出たとあり、翌日から仕事をしている。杉谷での仕事期間中に休んで福井に向いているのは、この怪我に關係するものかもしれない。五月末から十一月にかけて横山弥三太夫、篠尾の弥三右衛門、同吉衛門などがみられる。杉谷は現福井市杉谷町、篠尾の弥三右衛門と吉衛門は現福井市篠尾町、久保村の横山弥三太夫は現永平寺町松岡芝原・春日・神明付近で、いずれも民家の作事とみられる。

天保九年五月以降の本山は、本山永平寺のことである。嘉永四年(一八五二)以降の覚には「五分一本山」、「清水頭本山」と本山の記述がみられる。これは越前市清水頭町の本山豪撰寺を指し、本山永平寺とは区別して所在場所を頭に付加している。このことから覚書の御本山あるいは本山は本山永平寺と理解してよい。

天保九年の七月は二種類みられ、一つは五月二十七日から翌月二十一日までの続きで、六月三十日とその翌々月一日の人工数の間に「六月朔日」と書き込まれるものである。勘左衛門の覚の書き方から見ても七月を六月と誤記して後から追加したと感ぜられるもので、そのほとんどの仕事先を本山とするものである。七月二十一日以降の記載がなく、続いて同頁に戌九月十四日に勘左衛門の下で働いた大工の出面が書かれ、十月末までの勘定が記載される。明ら

かに出面記載を二十一日で止めたことが分かる書き方である。

もう一つは約二十頁を隔て天保十年八月三十日の後に頁を改めて書かれたもので、「七月八日」とはじまり二十八日までである。仕事先は十六日まででは記載がなく(工数は十四日、十五日、十六日にはない)、十七日の半日を本山とし、それ以降を同じくとするものである。最初に「七月八日〆一、〆人〆一、〆人」、そして「九日〆一、〆人〆九日〆一、〆人」と、この後の記載の仕方「某日〆一、〆人」とは異なる不思議な記載がみられる。これは天保十年の内容で、頁を誤って記されたと考えられたが、前々頁は後半が白紙で、前頁は戌五月・亥五月・亥八月の儀兵衛への支払とみられる覚え書きがあり、それに続いて亥八月三十日に「一、式勿 長十郎〆〆合 拝借」の記載であり、前頁と連続して書かれたものでないことが分かる。この出面の後は、七月二十四までの勘左衛門の下で働いた大工の出面、そして二十九日からの出面・支出と続き、不自然さはみられない。表2のように天保十年七月の勘左衛門は一連の民家工事(篠尾村の弥三太夫家・弥三右衛門家)に従事しているので、いずれの記述も天保九年の記述と考えられた。後者の七月記載が五月八日以降の欠けている部分と合致するから五月の誤記と考えられなくもないが、七月は大の月で小の月五月と一致せず、七月末から八月へと続く記載がおかしくなる。また、前述のように勘左衛門の大坂から永平寺への帰国旅程も考慮に入れなければならない。可能性として考えられることは、前者の七月を六月と書き間違ったものは明らかに後で書かれたものであるから、日をずらして誤記したという



写真3 「(仮) 天保九・十年覚」の勅門部分 (囲み部分)

仮定である。そして前者の六(正しくは七)月の十七・十八・十九日の篠尾への三日間と翌二十日半日と二十一日の本山は、後者の記載のない十四・十五・十六日が篠尾に、十七日半日と十八日が本山に当たると考えることが可能である。そうすると、七月が三十一日となる点を除いて両者の記載に問題は無くなる。しかし、このような大きな日時のずれが生じることも考え難い。このように記載内容に多少の疑問の余地が残る史料ではあるが、勘左衛門は天保九年五月末から八月中旬にかけて六十五日半の間、本山永平寺で作業をしてい

たことがわかる。なお、本拠地である永平寺門前の志比村にいる時は、晩年の覚書では単に「永平寺」と記載し、本山永平寺に行った「本山」と区別している。

さて、天保九年の八月二十六日には「一、百五拾七匁五分／副寺様合拜借／九月十五日切／廿六日一、三匁 薙林様使／廿七日一、式拾匁 ぬしやに渡ス／右ハ勅門金紋／ぬり代皆済／式拾匁五分之内」とある(写真3)。この文言から勘左衛門が永平寺副寺から借金をしていたことがわかるが、それに加えて勅使門金紋の塗

り代を勘左衛門が塗師屋に支払ったことがわかる。この勅門金紋とは本山永平寺の現勅使門の扉に取り付く金紋と考えられる。また、この前頁には「八月／式百匁御本山〇／式拾四匁 同(中略)／一、三拾三匁 貞藏／御本山〇」とあり、本山永平寺から勘左衛門が支払を受けていたことが判明する。貞藏は勘左衛門の手下として「(仮)天保九・十年覚」に度々現れ、前月には「十四日〇／七月廿四日迄／一、七人半／相下〇／貞藏／七月廿五日／一、あさ額ヶ口村／メ 貞藏 一、式拾人／一、九人七月十三日迄／七人半 七月廿四迄／メ拾六人半／御本山／一、拾人 紙屋 作五右衛門／頼ヶ口村 作兵衛様」とある。十四日から二十四日までの七人半は重複して記されるが、この記述から三十三匁は貞藏が勘左衛門の手下として本山の作業に従事したため、勘左衛門に十六人半の代金三十三匁が支払われたものと理解することができる。「(仮)天保九・十年覚」では大工一人工の手間賃は三匁が度々みられ、貞藏の一人工二匁と異なる。勘左衛門の手伝大工は十月末のメでは一人工二匁二分と二匁の記述があり、貞藏は栄藏と共に二匁で低かった。さて貞藏分を除く合計金額二百二十四匁から塗師屋へ支払ったと考えられる約二十二匁五分を差し引いた二百一匁五分(あるいは式拾四匁を塗師代金と仮定すると式百匁)を勘左衛門の日当を三匁と仮定すると、約六十七(六十六・六)日作業していたことになる。この日数は勘左衛門が本山永平寺で作業をしていた五月から八月中頃までの日数六十五日半にほぼ一致する。

一方、九月二十六日に「一、式匁四分酒代 五分と(う)ふ代

右ハ典座様見分入用、翌二十七日に「廿七日 休／五匁人足料 典座様江あすけ申し候／一、式匁五分 酒札壹升使／二右衛門様江／壹分五り利不足／一、式匁 究天寺様江利納」とあり、本山と勘左衛門の何らかの関係が窺える。勘左衛門は表1から九月二十五・二十六・二十七日の三日間仕事を休んで対応していることと一致する。翌十年にも「亥七月／十七日／御本山御拝借／拾五両之内／金貳両三分／納二百三拾三匁□□／利百拾七匁五分納／勘定之節／壹匁壹分／壹分包／預り申し候」とあり、本山と勘左衛門は多額の金を貸し借りする深い関係であったこともわかる。このことは直接勅使門建設とは関係ないが、勘左衛門が大きな普請工事が可能な大工であった裏付けとなる。

このように勘左衛門の天保九・十年の仕事状況から考えても、天保九年の五月末から八月中旬にかけて本山永平寺内で何らかの作事工事が行われていたこと、それが勅使門に絡んだ工事であること、勅使門の扉金紋塗り代を本山永平寺に代わって勘左衛門が支出していたこと、扉の塗り代が支払われたことは門工事がほぼ完了に近い状態にあったことが類推できる。

なお、「(仮) 天保九・十年覚」で本山永平寺に関するものは、天保九年九月十九日「一、式匁副寺様使／三匁利」、十二月二十七日締とみられる項に「一、五拾匁 本山拂」、「一、九匁三□ 本山入立拂」、天保十年夏頃に「一、三拾匁本山江」、二月十一日「式匁七分 酒壹升／典座様へ」があるが、その詳細は不明である。

### 三. 現勅使門の建立年代

『永平寺建造物調査報告書』によれば、屋根修理工事の際に小屋裏から発見された地鎮札から現勅使門は天保七年二月に工事にとりかかったとされる。この地鎮札に記される護国山般若寺は現在のところ永平寺との関係は不明であるという。この地鎮札は、これ以前の山門棟札(延享四年(一七四七))や勅使門からやや遅れて建設された法堂棟札(天保十三年)と書き方に違いが見られる。上棟と地鎮との違いがあるにしても棟札書き方が大きく異なることは気にかかるところで、勅使門のものであるかの疑問も残り、今後の調査が待たれる。いずれにしても再建工事が文政八年(一八二五)に発願されていること、地鎮祭が天保七年の可能性があること、永平寺五十九世眺宗代より六〇世臥雲への「校割帳」に、五十七世慈国禪師(載庵禹隣)御再建之部の中に「一、敕門 彫刻金具并筋壁迄」とあることから門の完成が文政十年七月から天保十五年四月の間であることを考えると、天保十年前後に勅使門の本体工事が進められていたと考えてもおかしくない。さらに同報告書には出典史料は未確認として、六十三世魯山琢宗が作成した『年表』には勅使門竣工を天保十年三月十四日とし、明治三十五年(一九〇二)の『諸堂間数仏像宝物』にも「勅使門／天保十己亥三月十四日／本山五十七世宏濟慈国禪師御代／奥行式間半・横参間」とある。このことから勅使門は天保十年に完成していたとすることもできる。前述の「(仮) 天保九・十年覚」にある天保九年八月二十六日の勘左衛門による勅

使門の扉金紋塗り代金の支払記述は天保十年完成を補強するものである。

しかし、同報告書では天保十年三月十四日の日付のある『光明蔵暨接賓並二諸寮舎再建箇所決算帳』には勅使門が書き上げられていないとし、このことから法堂同様にまだ工事中で完成に至っていないかとする。そして、天保十五年七月の「往復書翰」にみられる勅使門の彫刻で優れた腕を振るった近江長浜の彫刻師早瀬重郎兵衛への「永」字の紋付袴付与をもって完成していたとする。ちなみに同時期に再建された法堂は天保十一年春着工、同十三年三月上棟、同十四年八月には内部造作を除いた外部がほぼ出来上がっていて、法堂建立に功績のあった近江の大工山内金右衛門に「永」字の紋入り袴が同月に付与されている。法堂は三年余で完成し、勅使門は地鎮祭がおこなわれたとされる天保七年から完成の同十五年まで八年余を要したことになる。つまり勅使門工事が法堂以上の年月を要していることになり、このことは建物の大きさから考えて不自然である。また、法堂と勅使門の工事が重なっていることを考えると、やはり天保十年三月に一応の完成をみたするのが妥当と考えられる。そのことを重視するためか前述「校制帳」の五十七世慈国禪師の再建之部に法堂や妙高台のように内部造作ができていないことの但し書きと同様に、完成してわざわざ書く必要のない勅使門の彫刻・金具・筋壁を特別に記載していることも理解できるのである。

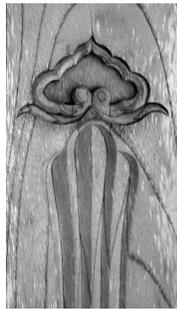
国京 永平寺勅使門と大久保勘左衛門

#### 四. 勅使門虹梁の錫杖彫と勘左衛門

江戸時代の建物を中心とした本堂内部には大空間を作り出すため梁を上方に反らせた虹梁が多く用いられ、その側面には袖切の渦などと合わせて華やかな題材を彫り出した若葉絵様が用いられ、人目を引いている。よくみると、梁下端にも装飾彫刻として錫杖彫が施されるものがある。この「ふさ」付き錫杖彫は室内の虹梁だけでなく、本堂や本殿・拝殿向拝の頭貫（水引虹梁）・海老虹梁や門の



永平寺勅使門虹梁



大滝神社本殿・拝殿向拝虹梁



正覚寺本堂内虹梁



大宝寺本堂内虹梁



勝縁寺本堂内虹梁



齡久寺本堂向拝虹梁

写真4 「ふさ」付き錫杖彫り

虹梁下端にもみられる。これらは虹梁側面の複雑化した若葉絵様と比較していたって単純で、建物相互の比較も容易である。

小生は現在福井県内の江戸時代中期以降の真宗本堂の錫杖彫を蒐集している。それによれば、本堂向拝では中央柱間の虹梁を、室内では内陣に近い中央柱間の虹梁をより装飾性に富んだ錫杖彫（「ふさ」付き錫杖彫）とする傾向があることがみとめられた。<sup>13</sup> また、同じ大工あるいはその子が関係した建物はよく似た「ふさ」付き錫杖彫をもちいていることも徐々に分かってきた。大久保勘左衛門が関わった建物は前述のように種々あり、現存建物として大滝神社本殿及び拝殿、正覚寺本堂、大宝寺本堂、齡久寺本堂、西徳寺本堂、勝縁寺本堂があげられる。これらの建物は大滝神社本殿及び拝殿のように勘左衛門が設計から工事まで建物全てを担当したものと、正覚寺本堂のように規模が大きいことと大工職の関係から勘左衛門の設計・監理の元に地元の大工などと共に工事区域を分担した建物もある。<sup>14</sup> 前者の「ふさ」付き錫杖彫は勘左衛門の用いた錫杖彫と見なすことができ、後者の「ふさ」付き錫杖彫は勘左衛門の用いたもの以外も混ざっていると考えられ、前者に近似するものが勘左衛門の担当した「ふさ」付き錫杖彫と推定が可能である。このような考え方から本山永平寺勅使門の虹梁下端の「ふさ」付き錫杖彫と、勘左衛門の関わった建物の「ふさ」付き錫杖彫を比較したものが写真4である。大滝神社本殿向拝と拝殿向拝の水引虹梁にみられる錫杖彫は同じで、端部がややふくれた円形で中央に溝を彫り、両側にそれを包み込むように半円形が一段下がって取り付く。「ふさ」はやや潰

れた宝珠形（あるいは蕾）で、その内部を彫り込み、下部に玉を陽刻する。内部玉から花弁下にある萼状のものを彫り込む。それは蕾の断面のようにもみえる。

一方、本山永平寺勅使門の「ふさ」付き錫杖彫は、錫杖端部を円形とする点は似ているが、「ふさ」形状は宝珠形状とはいいい難く、小さな雲彫り八個を上部に三個、下部左右にそれぞれ二個、中央に一個と三角形に近い形に配置する。大きく異なる点は大滝神社本殿及び拝殿の「ふさ」内部が彫り込まれているのに対して、勅使門の「ふさ」は彫り込まずに雲のみを陰刻することである。これに対して勘左衛門が直接関わったあるいはその跡を受け継いで建てられたとみられる本堂の「ふさ」付き錫杖彫は、錫杖の端部が円形あるいは剣先状の違いはあっても基本的に「ふさ」は宝珠形（あるいは蕾）を基本とし、その内部を彫り込む。内部の玉は若葉が芽吹き出した形あるいは合掌状に変化し、より華やかになる。しかし、これらの錫杖彫は大滝神社の「ふさ」付き錫杖彫の延長線上にあるとみて間違いない形状である。以上のことから永平寺勅使門は、大久保勘左衛門が棟梁となつて建てた建物とは考え難い。

さらに覚書から勘左衛門の天保九年より前の仕事状況はわからないが、勅使門の扉が出来、門の完成間近な時期である正月から五月初旬に本山永平寺を離れて、大坂を拠点に仕事をすることは考え難いことである。このことも勘左衛門が勅使門の棟梁ではなかったことを暗に示している。

## まとめ

「(仮)天保九・十年覚」によって以下のことが明らかとなった。大久保勘左衛門は天保九年の五月末から八月中旬にかけて本山永平寺で作事に関わり、その支払を受けていた。その仕事内容の一部に勅使門扉の金紋塗りを請負っていたとみられる。勘左衛門は、天保九年九月二十六日に本山永平寺典座の見分を受けていた。以上のような勘左衛門の本山永平寺での作業状況と勅使門の金紋塗り代の支払を考えると、勅使門は天保九年九月末に完成に近い状態で作業を終えていたのではないかと推測される。そしてそのことが、翌十年の三月十四日を勅使門の完成とする六十三世魯山琢宗が作成した『年表』や明治三十五年の『諸堂間数仏像宝物』に記載される内容となるのではないだろうか。彫刻師による彫刻は建物建設当初に取付けられることもあるが、本堂向拝の木鼻彫刻や手挟彫刻、本堂内の欄間彫刻のように本堂完成からしばらくして取付けられることは往々にしてみられることである。事実、本山永平寺法堂内の欄間彫刻は法堂上棟の天保十三年から十年を経た嘉永五年(一八五二)の高祖六百回大遠忌の整備で入れられたものである<sup>15)</sup>。

合わせて勅使門は大久保勘左衛門が関わっていたことが明らかとなった。勅使門工事を開始したとされる天保七年二月の地鎮祭は勘左衛門が永平寺から棟梁職免状をもらった翌月であり、大久保勘左衛門家にみられる言い伝えに間違いはなかったことがいえる。しかし、大久保勘左衛門は勅使門作業に参加していたが、虹梁下にみら

れる錫杖彫の形態から考えると、主体的に工事に関わったとは考えられない。

## 註

- (1) 吉岡康英「永平寺門前大工村―目置かれた「志比大工」の集団(吉田)」「江戸時代人づくり風土記18福井」農山漁村文化協会、一九九〇年六月。
- (2) 「光明蔵暨接實並二諸寮舎再建箇所決算帳」(『永平寺建造物調査報告書』大本山永平寺、二〇一八年九月、二五八頁)、「高祖六百大御遠忌控 諸堂再建并修覆決算明細帳」(同二七二頁)。いずれも永平寺蔵。
- (3) 拙稿「正覚寺本堂と作事大工―大久保勘左衛門家史料の研究(二)」(『日本建築学会北陸支部研究報告集』第六二号、二〇一九年七月、一九一―一九四頁)。
- (4) 現当主である大久保洋一氏が祖母はま(明治十一年―昭和二年)から聞いたという。
- (5) 前掲(2)『永平寺建造物調査報告書』一三〇―一四三頁。
- (6) 大久保洋一蔵。十七代大久保勘左衛門が残した覚書は天保九年から安政五年まで十四冊あり、表題の消えたもの、「萬覚帳」、「日下巻」等と表題があるものがある。大きさは縦二寸横五寸厚七分程度。
- (7) 大久保家の世代数については大久保洋一氏作成による「大久保勘左衛門家 歴代略歴」による。檀家寺は永平寺門前の柏樹庵とされるが、地藏院とも関係していると、大久保氏は話す。
- (8) 大久保洋一蔵。この史料は長帳を中央でホツキス止めしたものとみられ、「嘉永四辛亥歳改 歴代先祖精霊記」とある。内容は安政二年八月に永平寺山門に羅漢一鉢を寄進したことや、明治十一年十二月死去の勘左衛門

喜角の妻みはの葬儀のことが記される。

(9) 覺の天保十年には中野様と真宗三門徒派本山專照寺の本堂についての見積に關係する書き込みがみられるが、本山とは称していない。

(10) 『永平寺史 下』永平寺、一九八二年九月、一二五六・一二五七項。

(11) 高祖大師六〇〇回忌の記念事業でおこなわれたとみられる嘉永四年の経藏と同五年中雀門の建設が時期をずらして建設されているのもその例ではないだろうか。

(12) この名称については正覚寺本堂の安政四年再建文書である「本堂木割手間帳 池ノ上 柳生寅吉所藏」〔『正覚寺史―開創六百五十年記念』正覚寺、二〇一八年一〇月〕による。

(13) このことについては稿を改め論述する予定である。

(14) 前掲(3)。

(15) 前掲(2) 『永平寺建造物調査報告書』二八八頁。

(16) 熊谷忠興『永平寺年表』歴史図書社、一九七八年四月。天保七年一月十一日に「大工棟梁職、大久保勘左衛門豊房に免状す。(永平寺古記録)」とある。二一四頁。なお、豊房が勘左衛門喜角である記録は見いだせないが、大久保洋一氏によれば永平寺にある墓石には「豊房」と記載されているとのことであった。勘左衛門は天保七年の年齢は三十六歳前後で、天保十二年には大滝神社本殿及び拝殿建立の棟梁を担当していることから、棟梁職をもつことは十分考えられる。なお、本山永平寺の「棟梁職」が寺院内建物の総指揮者としての棟梁となる権利を意味するのは不明である。本山永平寺は江戸時代当初に玄源左衛門が棟梁であったが、寛延四年以降は由緒ある三人による三棟梁の持ち回りとなっている。記録から寛政十年以降

に棟梁職の発給がみられ、毎年連続して発給される場合や一年に複数人に発給される場合がみられる。三棟梁の家柄である大久保市左衛門光喜は、寛政十年と天保五年に棟梁職を発給されている。

(出稿後、「仮」天保九十年覺」を再確認したところ、「西十一月日合戌五月迄／一、五拾匁御拝借利／入／一、九匁六分 五月分作利(料?) (中略) 十日迄／一、入匁拾匁(三拾匁)を上から訂正) 匁作料／廿迄／一、入三拾匁四分同／廿日／一、三匁老人御拝借返銀(中略) 卅日迄／一、式拾八匁(分) 作料／十三日迄／一、四拾六匁作料／内手(貞?) 藏□十四匁／七月十九日／一、入二百匁篠之尾／弥三右衛門様合／十九日／一、二百匁 預り」との記述があった。このそれぞれの期間の作料を3匁／人で換算すると勘左衛門の概略の出面日数がわかる。この出面日数は、二重に記載される前者七月の五月末から七月十三日迄の出面に一致する。また、七月十九日に篠尾の弥三右衛門から金を受け取ることは、前者出面の同月十七・十八・十九日に勘左衛門が篠尾へ出向していることも一致する。このことから二重に記載される七月は前者の記載が正しいと判断できる。この期間に勘左衛門に支払われた金額(拝借分と貞蔵分は除く)から勘左衛門の一日の作料は約三・四〇四〇三・二匁／人であった。七月十四日以降の本山での作業日数は覺から二十三日半と考えられ、勘左衛門の一日作料を三・一匁で換算すると七十二・八五匁となる。それまでの百二十九匁と合わせて合計二百一・八五匁となり、本山よりの支払合計とみられる二百匁にほぼ一致する。なお、作料にはばらつきがみられる理由は現在のところわからない。また、二重に記載される後者七月を貞蔵の出面と考えると日数が一致しなかった。)

国京 永平寺勅使門と大久保勸左衛門

表1 天保9年勸左衛門の仕事状況

日	正月	2月	3月	4月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1			一風様		高津水や	安堂寺町	御本山	〃(御本山)	藤尾第三右衛門		藤尾	福井休	草(葬)式
2				伝馬	三町魚庄	?	〃	休	〃		〃	休	
3				伝馬	休	(休?)	〃	休	〃		〃	休	
4				休	休	(休?) (大坂)	〃	休	〃	御口寺	(藤尾?)	休	
5				伝馬	あわさ?	(休?)	〃	〃	〃	御口寺	(藤尾?)	休	役金酒
6				伝馬	〃	(休?)	〃	〃	〃	〃	(藤尾?)	休	休
7				伝馬	〃	(休?)	〃	〃	〃	〃	(藤尾?)	休	休
8				伝馬	休	〃	〃	〃	〃	〃	(藤尾?)	〃	休
9				道修町小西利助	休	〃	〃	〃	〃	〃	(藤尾?)	〃	〃
10				〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	(藤尾?)	〃	〃
11				梅(や?)	〃	〃	〃	〃	〃	〃	(藤尾?)	〃	〃
12				〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	(藤尾?)	〃	〃
13				〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	(藤尾?)	〃	〃
14				〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	(藤尾?)	〃	〃
15				〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	(藤尾?)	〃	〃
16				〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	(藤尾?)	〃	〃
17				〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	(藤尾?)	〃	〃
18				〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	(藤尾?)	〃	〃
19				〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	(藤尾?)	〃	〃
20				〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	(藤尾?)	〃	〃
21				〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	(藤尾?)	〃	〃
22				〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	(藤尾?)	〃	〃
23				〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	(藤尾?)	〃	〃
24				〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	(藤尾?)	〃	〃
25				〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	(藤尾?)	〃	〃
26				〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	(藤尾?)	〃	〃
27				〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	(藤尾?)	〃	〃
28				〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	(藤尾?)	〃	〃
29				〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	(藤尾?)	〃	〃
30				〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	(藤尾?)	〃	〃

〃 : 大の月  
 ? : 同日に二人あり  
 ? : 作事場不明  
 ( ) : 続けて記入 作事場不明  
 ※7月は六月と書かれるが、続き方や墨の状態で七月の誤りと考えられる

表2 天保10年勘左衛門の仕事状況

日	正月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1			(移谷?)	足鞠気	足鞠気	(弥三右衛門?)	(弥三太夫?)	弥三太夫	(弥三太夫?)	休	福井休	
2			(移谷?)		(弥三右衛門?)	(弥三太夫?)	(弥三太夫?)	弥三太夫	(弥三太夫?)	弥三右衛門	休	
3			(移谷?)		(弥三右衛門?)	(弥三太夫?)	(弥三太夫?)	弥三太夫	(弥三太夫?)	弥三右衛門	休	弥三太夫・半
4	(申弔(四十九日))		休		(弥三右衛門?)	(弥三太夫?)	(弥三太夫?)	弥三右衛門	(弥三太夫?)	弥三太夫		
5			(移谷?)		(弥三右衛門?)	(弥三太夫?)	(弥三太夫?)	弥三右衛門	(弥三太夫?)	弥三右衛門	弥三太夫	
6			(移谷?)		(弥三右衛門?)	(弥三太夫?)	(弥三太夫?)	弥三右衛門	(弥三太夫?)	弥三右衛門	弥三太夫	
7			(移谷?)		(中野手付)	(弥三右衛門?)	(弥三太夫?)	弥三右衛門・半	弥三太夫・半	弥三右衛門	弥三太夫	
8			(移谷?)			(弥三右衛門?)	(弥三太夫?)	弥三太夫	弥三太夫	弥三右衛門	弥三太夫	
9			(移谷?)			弥三太夫	(弥三太夫?)	弥三太夫	弥三太夫	弥三右衛門	弥三太夫	
10			休		(弥三太夫?)	(弥三太夫?)	(弥三太夫?)	弥三太夫	弥三太夫	弥三右衛門	弥三太夫	
11			休 内へもとり		(弥三太夫?)	(弥三太夫?)	(弥三太夫?)	弥三太夫	弥三太夫	弥三右衛門	弥三太夫	
12			(移谷?)		(弥三太夫?)	(弥三太夫?)	(弥三太夫?)	弥三太夫	弥三太夫	弥三右衛門	弥三太夫	
13		移谷	(移谷?)		(弥三太夫?)	(弥三太夫?)	(弥三太夫?)	弥三太夫	弥三太夫	弥三右衛門	弥三太夫	
14		(移谷?)	(移谷?)		(移谷?)	(弥三太夫?)	(弥三太夫?)	弥三右衛門・半	弥三太夫	弥三右衛門	弥三太夫	
15		(移谷?)	(移谷?)		弥三太夫	弥三太夫	弥三右衛門	弥三右衛門	弥三太夫	弥三右衛門	弥三太夫	
16		(移谷?)	足鞠気		弥三太夫	弥三太夫	弥三右衛門	弥三右衛門	弥三太夫	弥三右衛門	弥三太夫	
17		(移谷?)				弥三太夫	弥三太夫	弥三右衛門	弥三太夫	弥三右衛門	弥三太夫	
18		(移谷?)				弥三太夫	弥三太夫	弥三右衛門	弥三太夫	弥三右衛門	弥三太夫	
19		(移谷?)				弥三太夫	弥三太夫	弥三右衛門・半	弥三右衛門・半	弥三右衛門	弥三太夫	
20		(移谷?)				休	弥三太夫	弥三太夫	弥三太夫	弥三右衛門	弥三太夫	
21		(移谷?)				弥三太夫	弥三太夫	弥三太夫	弥三太夫	弥三右衛門	弥三太夫	
22		(移谷?)				同	弥三太夫	弥三太夫	弥三太夫	弥三右衛門	弥三太夫	
23	(藤尾へ?)	(移谷?)				(弥三太夫?)	弥三右衛門	弥三太夫	弥三右衛門	弥三右衛門	弥三太夫	
24		(移谷?)				(弥三太夫?)	弥三右衛門	弥三太夫(半休)	弥三右衛門	弥三右衛門	弥三太夫	
25		(移谷?)				(弥三太夫?)	弥三右衛門	弥三太夫	弥三右衛門	弥三右衛門	弥三太夫	
26		(移谷?)				弥三太夫	弥三右衛門	弥三太夫	弥三右衛門	弥三太夫	弥三太夫	
27		(移谷?)				弥三太夫	弥三右衛門	弥三太夫	弥三右衛門	弥三太夫	弥三太夫	
28		(移谷?)				足鞠気・出釘	弥三太夫	弥三太夫	弥三右衛門	弥三太夫	弥三太夫	
29		(移谷?)	足鞠気		弥三右衛門	弥三太夫?	弥三太夫	(弥三太夫?)	弥三右衛門	弥三太夫	弥三太夫	
30		(移谷?)	(?)		(?)	弥三太夫?	弥三太夫	弥三太夫・半	弥三右衛門	弥三太夫・半	弥三太夫・半	

■ : 大の月 ■ : 二重に記載されている部分

7月以降、作事場ごとに日を記入

◇ : 同 ( ) : 続けて記入 作事場不明